

施策：	12	セーフティネットの推進	財務コード	01030302-01-00
基本事業：	03	生活保護世帯の自立助長	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	働ける人がいる生活保護世帯数 自立世帯数（計画期間内累計）		担当課	保護課
			担当係	保護1担当、保護2担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
<p>・憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする</p>			<p>【保護の決定・実施過程】 相談・申請・受付 新規調査（収入、資産、他法他施策、病状、住居、家族の状況等） 援助方針の策定 保護開始 保護の決定・実施（変更） 援助方針の見直し・保護の要否判定 保護廃止（終結）</p>							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			【保護の種類】							
<p>・生活を維持するために必要な生活扶助、医療扶助などの扶助を決定し、世帯の最低限度の生活を保障する。 ・生活保護世帯の実態把握に努め、自立に向けた相談援助活動を行い、経済的自立や、その有する能力に応じた自立した日常生活を営めるようにする。</p>			<p>・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、医療扶助、介護扶助の八扶助 ・就労自立給付金 ・進学準備給付金</p>							
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	02年度 実績	03年度 実績	04年度 当初	05年度 要求	06年度 計画	07年度 計画	目標	
就労支援プログラム実施件数			73	77	85	80			85	
就労支援プログラム対象者のうち就労決定した人数				33		35				
5. コスト										
事業費		計	千円	2,740,348	2,784,211	2,782,300	2,720,564			
		国	千円	2,010,228	2,085,968	2,086,725	2,040,423			
		県	千円	91,770	97,905	91,568	90,470			
		地方債	千円	0	0	0	0			
		その他	千円	0	0	0	0			
		一般	千円	638,350	600,338	604,007	589,671			
正職員人工数		人工								
正職員人件費		千円								
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	2,740,348	2,784,211	2,782,300	2,720,564				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
<p>あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）</p>		<p>就労可能な者の内、特に就労自立の可能性の高い者を就労支援プログラム対象者として選定。就労支援員、CW、ハローワーク等と連携して就労に向けた支援を行っております。 平成30年度は、69人を対象とし、就労決定した者等が27人あり、保護廃止に繋がった者は6人です。 令和元年度は、55人を対象とし、就労決定した者等が15人あり、保護廃止に繋がった者は4人です。 令和2年度は、73人を対象とし、就労決定した者等が32人あり、保護廃止に繋がった者は6人です。 令和3年度は、77人を対象とし、就労決定した者等が33人あり、保護廃止に繋がった者は7人です。</p>								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし	被保護者の自立に対する必要な支援は多岐にわたっており、専門的な支援員の配置が必要となっている。						
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）										
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
保護申請者の中には、再申請を行う者も少なくなく、自立後の支援のため、生活困窮者自立支援事業との連携が重要となってきている。										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
生活保護法にもとづく最低生活の保障と自立助長をおこなう。						被保護世帯に占める比率が20%前後で推移している其他世帯（高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯及び母子世帯以外の世帯）を中心に世帯状況を確認し、対策をおこなっていく必要がある。				